**平成２２年（フ）第２１３号**
鳥取県米子市新開２丁目６番23号　102号
債務者　岩村　聡子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第２２３号**
鳥取県境港市芝町945番地の３
債務者　久一　由子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１２号**
広島県三原市宮浦６丁目17番27―301号
債務者　尾上　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１号**
山口県宇部市床波４丁目９番38号
債務者　土屋　元治
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第６５７号**
愛媛県松山市高岡町860番地28　ビルド高岡201号
債務者　鎌田　慶子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第６号**
愛媛県松山市土居田町688番地８　メゾン遙305号
債務者　中嶋　和美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第１８０号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1188番地73
債務者　八木庭みゆみ（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１９０号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1103番地25
債務者　藤本　幸樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１９２号**
福岡県嘉麻市下山田371番地２
債務者　森京　英司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２３年（フ）第５号**
宮崎市京塚１丁目１番２号　関谷ハイツ202号
債務者　外村　芳久
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６２号**
宮崎県日南市大堂津１丁目６番１―306号
債務者　髙山　昭宏
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２２年（フ）第２９５号**
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷26番地
債務者　関根　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第２９６号**
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷26番地
債務者　関根　貞子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
宮城県大崎市古川福沼２丁目11番21号　シェソワ壱番館201号、従前の住所宮城県大崎市古川北町５丁目２番12号　レオパレスＴＯＫＵＷＡⅡ―201号
債務者　青山　真太
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
富山市岩瀬諏訪町３番地
債務者　西田　鈴菜
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５号**
兵庫県西宮市枝川町１番148―307号
債務者　田村　　亨
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５２３号**
福井市高木中央１丁目1013番地２
債務者　髙橋　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで　福井地方裁判所民事部破産係